

- ・ 繊維状粒子自動測定器によって、負圧隔離養生内の総繊維数濃度が十分に低下したことを確認することにより、集じん・排気装置の連続稼働時間を目安の時間より短くできる場合も想定される。

4.15.5 発注者への報告

大防法では、解体等工事の元請業者は、除去等作業が終了したときはその結果を遅滞なく発注者に書面で報告しなければならないこととしている。また、発注者に報告した書面の写しも保存する必要がある。

(1) 発注者への除去等作業の結果報告

解体等工事の元請業者は、作業結果に関する書面を作成して発注者に報告する。

発注者への報告事項を表4.15.6に、報告様式例を図4.15.13に示す。

なお、除去等作業が長期間にわたる場合は、除去等作業の工区ごと等（例えば特定粉じん排出等作業の実施届出ごと）に適宜報告することが望ましい。

表4.15.6 発注者への報告事項

報告項目	報告事項
特定粉じん排出等作業の概要	・対象建築物の名称及び所在地 ・元請業者（法人名及び代表者氏名） ・除去等作業を行った者（下請負の場合は下請負人） ・作業の概要
石綿含有建材の取り残しがないことの確認	・確認年月日 ・確認結果 ・確認者の氏名 ・確認者が登録規定に基づく講習又は石綿作業主任者技能講習を受講した講習実施機関の名称等
特定粉じん排出等作業の完了	・完了年月日
申し送り事項	・異常時の対応 ・計画と異なる対応を行った場合はその措置内容を報告

(2) 記録の保存

大防法では、解体等工事の元請業者は、発注者に報告した書面の写しを作業結果の記録とあわせて特定工事終了後3年間保存する。